

第十回国会 衆議院 法務委員會議録 第十五号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)

午後零時一分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君

理事 押谷 富三君 理事 田嶋 好文君

理事 猪俣 浩三君

議員 良作君 佐藤 昌三君

松本 弘君 眞鍋 勝君

山口 好一君 大西 正男君

石井 繁丸君 加藤 充君

上村 進君

委員外の出席者

總理府事務官 藤井 貞夫君

(地方自治庁 公務員課長)

検事(法務府民 事局第二課長) 平賀 健太君

参考人(東京 都新宿区長) 岡田 昇三君

参考人(東京都 事務局地方課嘱託) 西井 昌司君

専門員 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

三月二十四日

住民登録法案(綴治良作君外三名提出、衆法第二六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

商法の一部を改正する法律改正に関する件

戸籍法、弁護士法及び司法書士法改正に関する件

住民登録法案(綴治良作君外三名提出、衆法第二六号)

○安部委員長 これより会議を開きます。

本日の日程中、まず戸籍法、弁護士法及び司法書士法改正に関する件を議題といたします。本件につきまして、各小委員会の報告を求めることにいたします。まず弁護士法改正について、弁護士法改正に関する小委員長の報告を求めます。小委員長山口好一君。

○山口(好)委員 御報告を申し上げます。さきに日本弁護士連合会から弁護士法第三十条第一項を改正して、「弁護士は、所屬弁護士会の許可を受けなければ、報酬ある公職を兼ねることはできない」と改正してほしい旨の要請がございました。これを機会といたしまして、弁護士法改正に関する小委員会が二月十六日に設けられまして、爾来三回にわたり開催せられ、弁護士法改正を審議した次第でございます。以下小委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

弁護士法が弁護士法第三十条第一項を改正せんとする理由は、近時弁護士が公職選挙によつて公職につき、あるいは民間代表として公職につき傾向が顕著であるにもかかわらず、弁護士と報酬ある公職を兼ねることは原則として禁止されているので、これを緩和し、所屬弁護士会の許可があれば、兼ねることができるようにしようとするものであります。これを医師法に比較するとき、医師のままで報酬ある公職につきことができるので、弁護士法の規定は時流に逆行する規定であるという理由でございます。

これに対して人事院の意見は次の通りであります。

一、公務員の兼職禁止の理由は、公権力を行使する者は、政治的にも職業上にも中立性を保持しなくてはならない。これを経済的に言えば、公私の利益の衝突を防ぐことにある。従つて絶対的に禁止するものでなく、弊害がないことを見きわめて上司が許可した場合はできる。

二、報酬ある公職と言へば、一般職、特別職、国家公務員、地方公務員、行政官、司法官を含むから、兼職できる分職として広過ぎる。

三、弁護士法改正により、弁護士が県知事や市長になつた場合でも、地方団体の条例などによつて、地方公共団体の長が兼職することを禁じているから、弁護士の兼職が不可能の場合が多い。

四、弁護士が常時勤務を要する行政職を兼ねることは、国家、地方両公務員法の精神に反する。

こういふのであります。小委員会におきまして論議されましたことは、次の通りであります。

一、公職の範囲は、公職追放にいうところの公職でなく、特定の会社、協会、団体などの職員を含まないと思われる。

の立場から望ましい。

三、弁護士は基本的人権を擁護することを使命とするけれども、その職務は関係人の依頼を受けて訴訟する事務などを行うものであるから、私職よりも公職であるべきである。これに對して、公務員は公共の福祉を目的とし、公権力の行使の事務を行うから公職が本質である。同一人が弁護士と公務員とを兼ねることは公職と私職、また公職と公職とで矛盾する場合を生ずる。つまり公私の利益が衝突することから兼職禁止の根本原因である。

四、報酬が二つ以上得られるとか、勤務時間において重複するとか、官吏に忠実定量の義務があるとかの理由は、必ずしも現代の公務員の兼職禁止の理由ではない。

五、かくて弁護士と公職を兼ねることは法理上可能であるが、ただその弊害除去の方法がむづかしいだけである。医者は市長となつても、診療事務と地方行政事務とは公私の利益衝突を来さない。しかるに弁護士が市長となると、法律事務と地方行政事務とは公私の利益衝突を来すおそれが多分にある。

六、弁護士会の許可は会の内部秩序を維持する上からいへば、公私の利益衝突を生じないとの見通しをつけるのに不適當である。弁護士会長を含めた公職兼職委員会の設置のような構想が必要ではないか。

こういふ点であります。かくて三月二十二日、次のような三

案が提出されたのであります。その案は日本弁護士連合会案でありますが、これはA案といたしておきます。A案は、第三十条第一項を次のように改める。「弁護士は、所屬弁護士会の許可を受けなければ、報酬ある公職を兼ねることはできない。但し、国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行う場合には、その許可を要しない。」というのであります。第二のB案は、第三十条第一項但書を次のように改める。「弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職につき、常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。」

第三案は綴治委員案であります。第三十条第一項を次のように改め、第二項を第三項とする。弁護士は、所屬弁護士会の許可を受けて、報酬ある公職を兼ねることができる。但し、常時勤務を要する公務員となつたときは、弁護士の職務を執ることはできない。

二項、弁護士が国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うときは、前項の規定にかかわらず、所屬弁護士会の許可を要しない。

右の三案について協議の結果、弁護

士は、一、國務大臣、政務次官その他の特別職の若干、二、公選による公職（現在地方公共団体の長、教育委員、農地委員、漁業調整委員）三、常時勤務を要する公務員を兼職することができ、しかし兼職中は弁護士は自動的に職務停止となる。

右の線で条文をつくることに相なりました。なお同時に事務の見地から弁護士法第五條の第二号中に「衆議院若しくは参議院の法制局参事」を加えるという点、なお九十一條などの司法修習生の読みかえを必要とするという点につきまして字句を修正すること、同時に改正事項に入れることに相りました。

三月二十六日、第三回の小委員会を開きまして、その席上次の案が提出いたしました。

弁護士法の一部を改正する法律案
弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「法務府事務官又は」を「法務府事務官、」に改め、「法務府研修所の教官」の下に「又は衆議院若しくは参議院の法制局参事」を加える。

第三十條第二項を第三項とし、同條第一項を次のように改める。

第三十條 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、衆議院若しくは参議院の議長若しくは副議長、内閣総理大臣、國務大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、政務次官、内閣総理大臣秘書官、國務大臣秘書官の職又は国会若しくは地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長その他公

選による公職につき、又常時勤務を要しない公務員となり、あるいは官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。

2 弁護士は、前項但書の規定により常時勤務を要する公職を兼ねるときは、その職に在る間弁護士の職務を行つてはならない。

第七十二條中「及び正当の業務に附随する場合」を削る。

第九十一條中「但し、同法に規定する」の下に「弁護士試験は、司法修習生と読み替へ、」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

この案が同日小委員会において成案となつた次第であります。何とぞ右小委員会の成案を法務委員会の一応の成案として御採用願ひまして、關係方面の了解を得て、法務委員会に正式に提案できるようにお願いする次第でございます。右御報告を申し上げます。

○安部委員長 これにて小委員長の報告は終りました。何か御発言はありますか。別に御発言がないようでありまして、次に司法書士法改正につきまして、司法書士法改正に関する小委員長の報告を求めます。小委員山口好一君。

○山口（好）委員 北川委員長公用で欠席いたしておりますので、私が代理で御報告を申し上げます。

司法書士法につきましては昨年の末に司法書士連合会から改正の要請がございましたので、これを機会に二月十六日当小委員会を設けまして、その審議に着手いたしました。その審議の

経過並びに結果を御報告申し上げます。

二月二十四日、第一回の小委員会を開きまして、次のような方針を定めました。司法書士法再改正取扱いの三原則案といたしまして、

第一、衆議院にて立法した法律はこれを実施してみまして、実情に意当しないところがあれば衆議院みづから改正すべきである。しかし、実情に意当しないかが判明するまでは、少くとも一年間くらいの期間の経過を必要とする。この意味で司法書士法の場合は実績を見た上での再改正ということでは時期なお尚早であります。

第二、司法書士の権限を現行法以上に拡大することは反対である。その理由は、司法書士制度の将来のあり方について定説がなく、弁護士は一段上として、計理士、土地家屋調査士、税務代理士、行政書士などの同類的職業との関連におきまして、業務領域の限界が明瞭でないから、今ただちに司法書士の権限拡大をいたすことは妥當でないからであります。

第三、司法書士法は同類的職業法律中まつ先に成立したために古い規定が残つております。それでその後成立した土地調査法や行政書士法などの進歩的規定並にこれを調整することが必要と認められる。同類的職業法律の間に差別待遇をせず、規定の調整をはかるとの立場のみから司法書士法を再改正することは少しも早い方がよい。この意味における再改正に対しては、政府も弁護会なども反対のあるべきはずはないと思ひ、こういうことであります。二月二十四日、この意味で司法書士法再改正要綱案が成立いたしました。

しました。

一、認可を廃して試験登録制を採用すること。（二條以下）

理由 土地家屋調査士法、行政書士法、税務代理士法、公認会計士法などは、いずれも試験登録制であつて、認可は古い。しこうして現在の司法書士の取扱い

は、土地家屋調査士法（附則2、3）行政書士法（附則2）並とすること。

二、報酬規定は会則にて設けること。（七條）

理由 土地家屋調査士法、公認会計士法、税務代理士法は、いずれも会則で定めてゐる。司法書士法のみ官庁で定めてゐる。

三、正当業務の附随を削除すること。（十九條）

理由 これは土地家屋調査士法、税務代理士法、公認会計士法などにはないのであります。行政書士法にはありますが、これは司法書士法第一回改正のとき妥協上設けられたものを追隨したにすぎない。

右の方針に基きまして、各方面の意向を徴しましたところ、同法改正に反対する機運が強いことが看取されました。反対の理由は、司法書士法の再改正は時期尚早であるということ、次に同類的職業との関連において業務領域の限界が明確でないから、司法書士法の権限拡大するのはいけないということでありました。よつて各方面の反対意向を考慮して、次のような要綱案を三月三日第二回の小委員会に定め

司法書士法再改正要綱案

一、弁護士の職域を侵すようなことがあつてはならない旨を明記すること。（一條三項または第九條）

理由 弁護士業務を蚕食する懸念が、一條二項だけでは足りないからである。

二、認可を廃して試験登録制を採用すること。（二條以下）

理由 土地家屋調査士法、行政書士法、税務代理士法、公認会計士法などはいずれも試験登録制であつて、認可は古い。しかし現在の司法書士の取扱いは、

土地家屋調査士法（附則2、3）行政書士法（附則2）並とすること。

なお予算及び試験準備のため、この施行は明年以降とする

こと。

三、報酬規定は会則にて設けること。（七條）

理由 土地家屋調査士法、公認会計士法、税務代理士法はいずれも会則で定めてゐる。司法書士法のみ官庁で定めてゐる。

四、正当業務の附随を削除すること。（十九條）

理由 これは土地家屋調査士法、税務代理士法、公認会計士法などにはない。行政書士法にあるが、これは司法書士法第一回改正のとき妥協上設けたものを追隨したにすぎない。

以上であります。

しこうして三月三日第二回小委員会のあとで懇談会を開きましたが、その席上、弁護士連合会から、改正に對して全面的反対の御意見が表明せられました。その根本的理由は、司法書士が

弁護士の職域を蚕食するおそれがある
ということでありました。法務府は、
業務執行を府令で定めたいことは反対
であるが、それ以外の改正事項はしい
て反対しない。試験登録制は賛成であ
るという意見が表明されました。最
高裁判所におきましては、試験登録制は
賛成、正当業務削除は反対の意向であ
ることがわかりました。爾来小委員会
において、司法書士のあり方について
考慮中のところ、弁護士連合会から、
全面的反対を緩和して次のような意見
書の提出がありました。

司法書士法改正案に対する日本弁
護士連合会意見（昭和二十六年三月
八日）

一、第一条本文を左のように改正す
る。

第一条 司法書士は、他人の嘱託を
受けて、その者が裁判所、検察庁
又は法務局、若しくは地方法務局
に提出する書類（但し法律上の判
断を要するものを除く）を代つて
作成することを業とする。

二、試験制度を採ることには反対
で現行法通り認可制とする。但し
第二条第一号中「三年以上」とあ
るを「五年以上」と改める。

三、報酬規定を司法書士会の会則で
定めることには反対で、第七条本
文を左のように改正する。

第七条 司法書士の受けることので
きる報酬の額は、司法書士会の意
見を聴き、法務総裁が定めるところ
による。

四、第十九条中「又は正当の業務に
附随して行ふ場合」を削除するこ
とには反対する。
また最高裁判所にも同調的賛成が多

くなりまして、法務府も古い規定を改
めて進歩的規定に改正することは賛成
であるという意見が多くなりました。
よつて三月二十四日第三回の小委員会
を開き、次の通り成案を得た次第であ
ります。

司法書士法の一部を改正する法律
案

司法書士法（昭和二十五年法律第
百九十七号）の一部を次のように改
正する。

第一条第二項を削る。
第二条を次のように改める。

（資格）
第二条 第三条の二の規定による司
法書士試験に合格した者は、司法
書士となる資格を有する。

第四条を削り、第三条を第四条と
し、同条第四号中「認可」を「登
録」に改め、第二条の次に次の二条
を加える。

（司法書士試験の受験資格）
第三条 左の各号の一に該当する者
は、司法書士試験を受けることが
できる。

一 学校教育法（昭和二十二年法
律第二十六号）による高等学校
を卒業した者その他同法第五十
六条第一項に規定する者

二 裁判所事務官、裁判所書記
官、裁判所書記官補、法務府事
務官又は検察事務官の職の一又は
二以上に在つてその年数を通
算して三年以上になる者

三 法務総裁の定めるところによ
り、前号に掲げる者と同等以上
の教養及び学力を有すると認め
られた者

（司法書士試験）
（登録）
第四条の二 司法書士となる資格を
有する者が司法書士となるには、
その事務所を設けようとする地を
管轄する法務局又は地方法務局に
備えた司法書士名簿に登録を受け
なければならぬ。

（登録の申請）
第四条の三 前条の登録を受けよう
とする者は、司法書士となる資格
を証する書類を添えて、当該法務
局又は地方法務局の長に登録の申
請をしなければならぬ。
2 登録の申請をするには、政令の
定めるところにより、登録手数料
を納めなければならない。
（登録の取消）
第四条の四 司法書士が左の各号の
一に該当する場合には、その事務
所の所在地を管轄する法務局又は
地方法務局の長は、その登録を取
り消さなければならぬ。
一 その業務を廃止したとき
二 死亡したとき

第三条の二 法務総裁は、毎年一回
以上、司法書士試験を行わなけれ
ばならぬ。
2 前項の試験は、司法書士の業務
に關し必要な知識及び能力につ
いて行う。

3 第一項の試験を受けようとする
者は、政令の定めるところにより
受験手数料を納めなければならぬ
い。

4 法務総裁は、試験に關する事務
の全部又は一部を、法務局又は地
方法務局の長に委任することがで
きる。

（登録）
第四条の次に次の三条を加える。

（登録）
第四条の二 司法書士となる資格を
有する者が司法書士となるには、
その事務所を設けようとする地を
管轄する法務局又は地方法務局に
備えた司法書士名簿に登録を受け
なければならぬ。

（登録の申請）
第四条の三 前条の登録を受けよう
とする者は、司法書士となる資格
を証する書類を添えて、当該法務
局又は地方法務局の長に登録の申
請をしなければならぬ。

2 登録の申請をするには、政令の
定めるところにより、登録手数料
を納めなければならない。
（登録の取消）
第四条の四 司法書士が左の各号の
一に該当する場合には、その事務
所の所在地を管轄する法務局又は
地方法務局の長は、その登録を取
り消さなければならぬ。

一 その業務を廃止したとき
二 死亡したとき

三 司法書士となる資格を有しな
いことが判明したとき
四 第四条第一号、第二号又は第
四号に該当するに至つたとき第
七条を次のように改める。

（罰則）
第七條 削除
第九條中「その業務の範囲を越え
て」の下に「、弁護士その他特定の
資格を有する者の行ふべき」を加
える。

（罰則）
第十一條を次のように改める。
第十一條 削除
第十二條第三号中「認可」を「登
録」に改める。

（罰則）
第十三條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十五條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

（罰則）
第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第十五條第三号中「認可」を「登
録」に改める。
第十六條第一項及び第三項中「第
十一條又は前条第二号若しくは第三
号」を「前条第二号又は第三号」に
改める。
第十八條に次の一号を加える。
六 司法書士の報酬に關する規定
第十八條を次のように改める。
第十八條 この法律に定めるものの
ほか、司法書士の試験、登録及び
業務執行に關し必要な事項は、法
務府令で定める。
第十九條第一項中「又は正当の義
務に附随して行ふ場合」を削る。
第二十條中「又は第七條第二項」
を削る。

みなす。
4 前項の規定により司法書士とな
る資格を有するとみなされた者は
この法律施行の日から二箇月以内
に登録の申請をして、その事務所
の所在地を管轄する法務局又は地
方法務局に備えた司法書士名簿に
登録を受けなければならない。こ
の場合においては、新法第四条の
三の規定を準用する。

5 前項の規定により登録の申請を
しななければならない者が当該期間
内にその登録の申請をしない場合
においては、その者は、当該期間
経過の日において、附則第三項の
規定により認められた司法書士と
なる資格を失ふものとする。

6 この法律施行の際現に司法書士
である者は、附則第四項の規定に
よる登録を受けるまで、なお、司
法書士の名称を用いてその業務を
行うことができる。

7 旧中等学校令（昭和十八年勅令
第三十六号）による中等学校を卒
業し、又はこれと同等以上の学力
を有すると文部大臣が認めた者
は、新法第三条の規定にかかわら
ず、当分の間新法第三条の二に規
定する司法書士試験を受けること
ができる。

8 新法第三条第二号の適用につ
いては、裁判所書記官の在職年数は、
裁判所書記官補の在職年数とみな
し、法務庁事務官、司法事務官又
は司法風の在職年数は、法務府事
務官の在職年数とみなす。

9 昭和二十六年においては、新法
第三条の二第一項の規定にかかわ
らず、司法書士試験を行わない。

10 この法律施行の際現に存する司法書士会は、すみやかに、新法第十五条の規定により、その会則中に司法書士の報酬に関する規定を定めなければならない。

11 前項の規定により司法書士会が司法書士の報酬に関する規定を定めるまでの司法書士の報酬の額に

ついては、なお従前の例による。司法書士会が設立されていない区域における司法書士及び司法書士の会員のならない司法書士の報酬の額も、また同様とする。

12 法務府設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表二中

公証人審査会	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。
公証人審査会	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。
司法書士試験委員	司法書士試験に関する事務をつかさどる。

改める。

右の小委員会の成案を法務委員会の一応の成案として御採用願ひまして、関係方面の了解を得て、法務委員会に正式に提案できるようお願いする次第でございます。

右御報告申し上げます。

○安部委員長 本件に關して何か御発言がありますか。別に御発言もないようであります。

○安部委員長 次に戸籍法の一部を改正する法律案につきまして、戸籍法改正に關する小委員長の報告を求めます。眞鍋勝君。

○眞鍋勝君 戸籍法改正に關する小委員会の報告書を朗読いたします。

戸籍法改正に關する小委員会の報告書

三月二十七日 眞鍋小委員長

に を

私は二月七日戸籍法の一部改正に関する法律案を起草するために立法理由書を提出しました。以下まずこれを読みます。

戸籍法の一部を改正する法律案に關する立法理由書 衆議院法務委員 眞鍋 勝 外十二名

一、現行法の欠点 現行戸籍法は立法當時から後年改正する必要ありと認められる事項が二つあつたと聞いています。第一は、戸籍法という名を「民」籍法と修正することである。第二は、人名につける常用平易な文字の範囲を民主的な方法で定めることである。第一の事項は、「戸」を「民」に直すという字の修正にすぎぬが、これには紙と筆と努力が必要である。全国市町村

の戸籍簿の表紙を書き直すだけでも多大の費用と資料を必要とするに聞いている。戸籍事務費全額国庫負担の諸君が多い折からだけに、法務委員会の一員としていましばらくこの修正を他日に延期するはかばかしいと思う。

第二の常用平易な文字の問題は今や改正に着手すべき時期に達したと思う。子供の名につける常用平易な文字の範囲を国語審議会の定めた常用漢字の範囲と同じと断定したことは輕率である。兩者の範囲を同一と誤認し、当用漢字を國民に強制することによつて、國民は多大の迷惑を受けている。たとえば無名、無籍の日本人が出現したり、戸籍事務担当者五十四字を増加することを協議したり、同名異人が各地に現れたらりしている。文部大臣が名につける漢字の緩和を答弁しているのは時宜に適している。

二、改正の目的

人の名には常用平易な文字を使わねばならぬという方針は何人も賛成するところである。しかしながら戸籍法施行規則第六十条によつて常用平易な文字の範囲を「当用漢字表にある漢字とかな文字（二十一年内閣訓令三三二号）、当用漢字音訓表（二十三年内閣訓令二二二号）の範囲に限定することは國民大多數の理性と感情の耐えられないところである。すべからず人名は当用漢字やその音訓表によつて制限せられない旨を法令に明記すべきである。もつとも国語審議會は当用漢字は固有な名詞につき別に考へ、当用漢字の音訓表を人名に適用することを意圖してゐないか

つた。けれども、少くとも目下裁判所は当用漢字は子の名の届出の場合に適用するべきものと解釈しているのである。人名につける漢字はこれを当用漢字に限定してはならない根拠は三つある。その一は、血統と土地とは人間社会構成の二大要素であつて、永遠不滅のものである。従つて人名、地名は永遠的、継続的なところにあるべきものであるから、当座統制を目的とする文字、用語政策の可變的効果から最も遠いところにある。その二は、日本人口八千万人、毎年増加人口百万人に對し、これにつける名の漢字を当用漢字に限ると、当用漢字は千八百五十字、新制中学までの義務漢字は八百八十一字であるが、愚、凶、禍、死や電信電話のように人名に適しない字を控除すると、結局一千字となる。そうすると、百万人に一千字であるから、同一字が同一時期に約一千回命名に使われることになる。これではこれから生れる子の個人別がわからぬではないか。十年も経過すれば、佐藤、齋藤、後藤の姓の多い部落では同姓同名の異人が数十人も続出するおそれがある。第三に、民法は家を廢止したが、氏を廢止することはできぬ。「氏」を現わす「姓」の字は自由漢字であるのに、個人を現わす「名」の字は当座統制の漢字というのは矛盾ではないか。地名には常用平易でない字が少いが、不動産登記法、土地台帳法には地名統制の規定はない。地名の漢字を制限するとなれば、土地登記簿の書き直しだけで数億円の予算を必要とするであらう。

三、漢字の文化的意義

現代漢字は日本語であつて、同時に中華字と符合するといふにすぎぬ。漢字なくして日本人の日常生活は迅速正確に表現し得ない場合がある。六・三・三制の義務漢字八百八十一字だけでは、日本文化の精華を了解することはできない。日本人の家族生活の中にはよい漢字が親から子に、子から孫に繼承されている。終戦後五年にして漢字とかな文字との關係を再検討する必要がある。終戦直後、漢字追放は行き過ぎであつた。現在の民生の安定の立場から漢字の「追放解除」が企圖されねばならぬ。追放解除の範囲は狭く、その方法は民主的でなければならぬ。

立法理由書は前の通りであります。かくて二月十六日戸籍法改正に関する小委員会が設置され、小委員会を四回、懇談会を二回開催した。ここにその審議の経過及び結果を報告申し上げます。

第一回においては人名漢字の問題を文部省国語審議会の定めた当用漢字の批判と、法務府民事局の出生届に適用する戸籍法施行規則の妥協性と、戸籍法の改正という三方面から調査することとし、その根本方針を協議しました。

第二回においては広く各方面の人名漢字の権威者の陳情を聞くことにしました。この陳情会に述べられた論旨は、おおむね左の通りであります。

一、子供二人の名に使う漢字が当用漢字表にないという理由で、出生届を受理されなかつたのみならず、主食配給も受けていないという某氏は、戸籍法

施行規則第六十條を廢止してもらいたい。それから國民の子供の出生届が法務府民事局長の通達くらいで受理されぬというのは、越権であると強く主張してゐました。この人については、その思想傾向を云々する人もありました。が、調査の結果、さうな事實がないことが判明しました。

二、科学者某氏は、漢字制限に反対であり、人名も文字も常用平易な漢字を民衆自身が決定すればよい。文字は漢字にせよ、かなにせよ、ローマ字にせよ、自然に成長し自然に消滅している。これを官憲が、その範圍を定めること自体が言語道斷であると主張した。

三、大学総長某氏は、文字は生きてゐる。新しく生れ来る文字を当用漢字に入れてゐるか。過去の漢字の制限だけでは当用漢字というものは當を得ない。また固有名詞につき別途に考慮するといふけれども、固有名詞の漢字の制限は一國の歴史をなくする結果になりぬか。また文化政策を法律により強制することは妥當でないと主張した。以上は人名漢字の範圍を拡大すべきことを主張する人々の意見である。

これに対して人名漢字制限を主張する人々は、次の通り主張した。

四、文部省國語審議会の某氏は、当用漢字表をつつた標準として、(一)漢字使用の社会的頻度数、(二)使用の影響力、(三)熟語の構成、(四)漢字の意義の分類等を根拠として選んだ。結局新聞雜誌等に使われている現実資料と文字を國民のものにしたいという理想的要素とを合せて当用漢字表をつつた。人名漢字については、現在まで少しも着手してゐないと説明した。

五、最高裁判所の某氏は、改名につき、犯罪隠蔽や債務免除等の悪用されることを避けるため原則として改名を許してゐないが、やむを得ざる事由として裁判所が許可する理由は、(一)營業の譲渡とともにするとき、(二)男女性が混淆して判断されるとき、(三)同一市町村内の同姓同名が複數なるとき、(四)神官、僧侶の場合、(五)珍奇な名、(六)難読難解な名等であると説明した。

六、法務府民事局長は結論として(一)当用漢字表の漢字の範圍を広くしななければならない。その際、小中学校の學習漢字とのつながりを考慮しなければならぬ。新制中学までの八百八十一字の程度では戸籍法をいくら直しても効果はない。(二)戸籍の窓口事務統一のために、常用平易な範圍を示した委任命令は必要である。常用平易な文字の使用は訓示規定によるものでなく、強行規定によるものである。(三)戸籍法も戸籍法施行規則も改正する必要はない。(四)配給も受けない某氏はまれな例外で、國民大多數は当用漢字の範圍内で子供の名をつけてゐる、と。

その後國語審議會会長土岐善麿氏及び人名特別部会長宮澤俊義氏より戸籍法改正小委員会に対し、左の申入れがあつた。

一、当用漢字は終戦後官庁文書、新聞雜誌等に使われてゐるのに、今人名漢字に例外を許すことによりその一角からくずれて行つては困る。

二、國語審議會にて人名特別部会をつくり、四月末までに責任をもつて人名漢字別表をつくる予定である。これを考慮に入れて立法してほしい。

三、漢字問題は戸籍法だけでなく、

各方面に影響があるから、漢字の追放解除という見地だけでなく、各方面の影響を考慮して慎重に考慮してほしい。

三月八日第三回小委員会において戸籍法の一部を改正する法律案について協議した。衆議院法制局に立案した条文は次の通りである。

戸籍法の一部を改正する法律案試案(二十六年三月十日衆議院法制局)第一案(戸籍法第五十條第一項に但書を加える案)第五十條子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

「但し、祖先若しくは近親の氏名又は地名その他によりその子に縁故のある文字を用いる場合は、この限りでない。」

2、常用平易な文字の範圍は、命令でこれを定める。

第二案(戸籍法第五十條に第三項を加える案、第五十條子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。2、常用平易な文字の範圍は、命令でこれを定める。それから3、市町村長は、出生の届出において子の名が第一項の規定に違反する場合においては、届出人に対してその旨を注意することができる。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。)

別に第三案として、戸籍法第五十條第一項(常用平易の文字使用のこと)削除、第二項(常用平易の範圍を命令に委任すること)削除が提出された。

小委員会の協議においては、第一案に賛成する者少く、第二案と第三案に賛成する者それより同数ぐらゐであつた。よつて小委員会に協議懸念した結果、第二案を中心とする案を小委員会の提案として確定した。それが戸籍法の一部を改正する法律案(昭和

二十六年三月二十四日衆議院法制局)戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

「第五十條に次の一項を加える。市町村長は、出生の届出において子の名に前項の範圍外の文字を用いてある場合には、届出人に対してその旨を注意することができる。但し、届出人がこれに従わなくともその届出を受理しなければならない。」

以上です。何とぞこの小委員会の成案を法務委員会の一応の成案として採用し、關係方面の了解を得て正式に法務委員会に提案できるようお願いする次第であります。右御報告申し上げま

○安部委員長 これにて小委員長の報告は終りました。本件に關して何か御発言はありませんか。

○上村委員 今まで制限的な法律のもとにおいて自分の子供の名前をめぐりうな漢字で届け出ようとしたのを拒否されて、やむを得ず常用漢字で届け出たおつたような人が、今度この改正によつて子供の名前を改名する人が多いであらうと思う。そのときに附則をきめておいて、一々そういう場合に裁判所の許可がいらないように、簡単に戸籍役場で改正するといふ規定が欲しいように思われますが、それをどういふふうにしていいか、この附則においてするかどうか、それらの点について議論が出ていなかつたように思うのです。そこでちよつと質問しておきたいと思ひます。

○眞鍋委員 御質問の趣旨に對しましては、改名の条文はあるので、できると思つております。ただこの際、もう一歩進んでいへば、こんなことを規定せ

ずとも、戸籍吏が常識があつてしつかりしておれば、そういう問題は起らぬと思う。戸籍吏が字を知らぬ連中はかりだからそういうことになるので、多少學問した者が戸籍吏になつておれば、そういう問題は起らぬと思ひます。

○安部委員長 はかに御発言がないようでありますから、お諮りいたします。戸籍法、弁護士法及び司法書士法改正に關する件につきましては、各小委員長の報告の通り、各小委員会の成案を本委員会の一応の案といたしまして、本委員会提出の法律案として仮決定の上、諸般の手續をとりたいと存じますが、このようにとりはからうに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○安部委員長 御異議なしと認めます。そのようにとりはからうことに決しました。

○安部委員長 次に商法の一部を改正する法律改正に關する件を議題といたします。本件に關しましては、去る三月二十日の委員会におきまして、商法の一部を改正する法律改正に關する小委員会報告を聴取いたしました。小委員会の案を採択して、本委員会提出法律案の一応の成案として仮決定をいたしましたのであります。この案につきましては、渉外手續を進めておつたのであります。諸君のすでに御承知の通り、關係方面の意向も漸次明らかにされ、仮決定をいたしました案につきましても、さらに検討を加える必要が認められる段階に立ち至つた次第であります。従ひまして、ただいまより關係方面の意向をお伝えするとともに、さ

らに協議を願いますために、暫時速記を中止いたしました。御懇談を願いたいと思ふのであります。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○安部委員長 速記を始めてください。

大体だいたいこの懇談によりまして、この商法改正に關する問題に關しましては、明瞭になつたのであります。

午後二時まで休憩いたしまして、その上でさらに御協議をしたいと思ひます。それでは休憩いたします。

午後一時十四分休憩

午後三時八分開議

○安部委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

鐵治良作君外三名提出の住民登録法案を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。鐵治良作君。

住民登録法案

住民登録法

目次

- 第一章 總則（第一条・第二条）
- 第二章 住民票（第三条・第十条）
- 第三章 戸籍の附票（第十一条・第十八条）
- 第四章 届出（第十九条・第二十六條）
- 第五章 雜則（第二十七條・第三十三條）

附則

第一章 總則

第一条（目的） この法律は、市町村においてその住民を登録することによつて、住民の居住關係を公証し、そ

の日常生活の利便を図るとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とする。

（登録事務の処理）

第二条 市町村は、住民登録に關する事務を処理する。

第二章 住民票

（作製）

第三条 住民票は、市町村の区域内に住する者について、世帯を単位として作製するものとする。

（記載事項）

第四条 住民票には、左の事項を記載する。

- 一 氏名
 - 二 出生の年月日
 - 三 男女の別
 - 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主との続柄
 - 五 戸籍の表示。但し、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
 - 六 住所
 - 七 住所を定めた年月日
 - 八 一の市町村の区域から他の市町村の区域に住所を変更した者については、従前の住所
 - 九 その他政令で定める事項
- 市町村は、前項各号に掲げるものの外、条例で住民票に記載すべき事項を定めることができる。
- （記載等の理由）
- 第五条 住民票の記載若しくは消除又はその記載の更正は、届出によつてし、届出がない場合及び届出を要しない場合には、職権です

る。

（記載）

第六条 市町村の区域内で世帯を設けた者があるときは、その世帯の住民票を作製しなければならぬ。

2 一の世帯について住民票を作製した後にその世帯に入つた者があるときは、その住民票にその者に關する記載をしなければならぬ。

3 住所の変更があつたときは、新住所の市町村は、前二項の規定による手続をした後遅滞なくその旨を従前の住所の市町村に通知しなければならぬ。

（消除）

第七条 一の世帯に属する者の全部又は一部が住所を変更したとき、死亡したとき、その他世帯に属する者の全部又は一部が住民票から除くべき事由があるときは、その住民票の全部又は一部を消除しなければならぬ。

2 住所の変更があつた場合には、前項の規定による手続は、前条第三項の通知を受けた後にしなければならぬ。

（更正）

第八条 住民票に記載した事項に変更を生じたとき又は住民票の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、その記載を更正しなければならぬ。

（戸籍の届出等に基づく通知）

第九条 住所以外の市町村長は、戸籍に關する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合に、住所にお

いて住民票の記載若しくは消除又はその記載の更正をすべきときは、遅滞なく当該事項を住所の市町村に通知しなければならぬ。

（閲覧、謄本、抄本、証明）

第十条 利害關係人は、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に關する証明について、同様である。

2 謄本は、特別の請求がない限り、第四条第二項の規定による記載又は住民票から除かれた者に関する記載の謄本を省略して作ることができる。

第三章 戸籍の附票

（作製）

第十一条 戸籍の附票は、市町村の区域内に本籍を有する者について、その戸籍を単位として作製するものとする。

（記載事項）

第十二条 附票には、戸籍の表示の外、左の事項を記載する。

一 氏名

二 住所

三 住所を定めた年月日

（記載等の理由）

第十三条 附票の記載、若しくは消除又はその記載の更正は、職権です。

（戸籍の編製）

第十四条 あらたに戸籍が編製されたときは、その戸籍の附票を作製しなければならぬ。

2 一の戸籍の附票を作製した後に

その戸籍に入つた者があるときは、その附票にその者に關する記載をしなければならぬ。

（消除）

第十五条 一の戸籍に在る者の全部又は一部がその戸籍から除かれたときは、その戸籍の附票の全部又は一部を消除しなければならぬ。

（住民票の記載等に基づく通知）

第十六条 住所の市町村は、住民票の記載又はその記載の更正をした場合に、本籍地において附票の記載を更正すべきときは、遅滞なく当該事項を本籍地の市町村に通知しなければならぬ。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載と合わないときは、本籍地の市町村は、遅滞なくその旨を住民地の市町村に通知しなければならぬ。

（本籍転属の場合の通知）

第十七条 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村は、附票の記載事項を新本籍地の市町村に通知しなければならぬ。

（住民票の規定の適用）

第十八条 第八条及び第十条の規定は、附票に準用する。

第四章 届出

（届出人）

第十九条 届出は、世帯主がしなければならぬ。

2 世帯主が届出をすることができないときは、これに代つて世帯を管理する者が届出をしなければならぬ。

3 前二項の規定による届出義務者

が届出をすることができないときは、本人が届出をしなければならぬ。

(届出地)

第二十条 届出は、本人の住所地でなければならぬ。

(届書の記載事項)

第二十一条 届書には、本人の氏名及び届出の年月日を記載し、届出人又はその代理人がこれに署名し、印を押さなければならぬ。

(転入届)

第二十二条 あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、住所を定めた日から十四日内に転入届をしなければならぬ。但し、出生の場合は、この限りでない。

2 届書には、第四条に規定する事項を記載しなければならぬ。但し、同条第一項第九号又は第二項に規定する事項で、政令又は条例で届出を要しないものと定めたものについては、この限りでない。

(転居届)

第二十三条 一の市町村の区域内で住所を変更した者については、新住所を定めた日から十四日内に転居届をしなければならぬ。

(転居届)

2 届書には、新住所の外従前の住所及び新住所を定めた年月日を記載しなければならぬ。

(変更届)

第二十四条 前二条の場合を除く外、住民票に記載した事項に変更を生じたときは、その日から十四日内に変更届をしなければならぬ。但し、第二十二条第二項但書に規定する事項に変更を生じた場合、戸籍に関する届書、申請書その他の書類の受理又は職権による戸籍の記載に基いて住民票の消除又はその記載の更正をすべき場合及び行政区画、土地の名称又は地番号に変更があつた場合は、この限りでない。

(登録事項追加の場合の届出)

第二十五条 第四条第一項第九号又は第二項の規定により政令又は条例であつたに住民票に記載すべき事項を定めたときは、政令又は条例の定めるところにより当該事項を届け出なければならぬ。

合、戸籍に関する届書、申請書その他の書類の受理又は職権による戸籍の記載に基いて住民票の消除又はその記載の更正をすべき場合及び行政区画、土地の名称又は地番号に変更があつた場合は、この限りでない。

2 届書には、変更した事項及び変更の年月日を記載しなければならぬ。

(登録事項追加の場合の届出)

第二十六条 国外に移住する目的で住所を去る者については、あらかじめ国外移住届をしなければならぬ。

(国外移住届)

2 届書には、移住先を記載しなければならぬ。

第五章 雑則

(特別市等の特例)

第二十七条 この法律の適用に関しては、特別市又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第二項の市の区域は、市の区域とみなし、その区域内における住民登録に関する事務は、区長が掌理する。

(適用の除外)

第二十八条 この法律は、外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)により登録すべき者その他政令で定める者については、適用しない。

(事務取扱に関する疑義)

第二十九条 住民登録事務の取扱に關して疑義を生じたときは、市町村は、法務総裁にその意見を求めることができる。

(事実の調査)

第三十条 市町村の当該吏員は、住民登録の正確な実施を図るため、必要と認めるときは、何時でも、事実の調査をすることができる。

2 前項の調査のため、必要があるときは、当該吏員は、関係人に対し質問をし、又は文書の呈示を求めることができる。

3 市町村の事務所で前項の行為をするときは、当該吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならぬ。

(罰則)

第三十一条 正当な理由がなくて期限内にすべき届出をしない者は、五百円以下の過料に処する。

2 過料の裁罰は、簡易裁判所がする。

第三十二条 第三十条第二項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の呈示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を呈示した者は、五万円以下の罰金に処する。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるものの外、住民登録事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律の施行期日は、昭和二十七年七月一日までの間において、政令で定める。

○委員 住民登録法案について、提案の理由を説明いたします。

現行の寄留制度は、寄留法を根拠法として本籍外に住所または居所を有する者を寄留簿に登録し、戸籍簿と相まつて、市町村住民の居住状況を明らかにするため、大正三年以来実施されて来たのであります。しかしながらこの制度においては、市町村の住民全部が登録されるものでないため、行政上の利用価値に乏しく、従つて市町村のこの制度の実施に対する積極的な態度を期待することは、当初から困難な状況にあつたのであります。この制度は、さらに住所寄留及び居所寄留という二種類の寄留を認めていたため、事務の複雑化を来し、必ずしも実用的でなかつたのであります。また、市町村住民の側から見ると、この制度から受ける実益に比較して届出義務の負担が大きく、届出の履行を期待することも無理であつたのであります。以上申し述べましたような欠陥のため、現行の寄留制度は、現在ではほとんど制度本来の目的を達していないといつても過言ではないのであります。しかるに制度運用の実際は以上のような状況であるにもかかわらず、市町村はこの制度のために年々相当額の経費を支出しており、これを早急に改革する必要あり、市町村当局も多年これを要請し來つたのであります。

他方、市町村におきましては、配給制度実施の必要上、昭和十五年ごろから、寄留簿とは別途に世帯台帳を調製し、これに市町村の住民を世帯別に登録しているのがありますが、市町村としましては、寄留制度がさきに申し述べ

べました実情にありますため、世帯台帳を、住民を把握するための重要な基礎資料として、ひとり配給の事務だけでなく、選挙教育、徴税、衛生、統計、生活保護、住民の居住関係の証明等、各種行政事務の処理に利用している実情であります。しかるに世帯台帳の調製につきましては、法令上の根拠がないばかりでなく、本人の申告だけを基礎としておりますため、誤りも多く、市町村の公簿としてこれを行政の基礎資料とするにははなはだ不完全なのであります。しかし配給制度が廃止されたあかつきにのみましては、世帯台帳もまたこれと運命をともにすることとなりますので、早急にこの世帯台帳にかゝる制度を樹立しておかなければ、将来市町村はその行政事務の処理上重大な支障にあらうことと思われるのであります。

以上申し述べました理由によりまして、この法案におきましては、現行寄留制度と世帯台帳の制度との長をとり、短を捨て、住民登録の制度としてこれを統合し、市町村の住民を登録することによつて住民の利便をはかるとともに、市町村の行政事務の適正簡易な処理に資しようとするものであります。

次にこの法律案の内容中おもな点を申し上げますと、

第一に、住民登録の事務は、市町村の固有事務として、市町村が処理するものとされてゐることです。

第二に、市町村は、その住民について世帯を単位として住民票を作製し、これに住民の氏名、年齢、住所、本籍その他の事項を記載し、かつ住所の異動その他住民票の記載事項の変動があ

つたときは、その都度これを届出または職権によつて住民票に記載するものとされていることとあります。

第三に、住民票と戸籍とを関連させることによつて、住民票の記載の正確を期するため、市町村は、その区域内に本籍を有する者について、戸籍を単位として戸籍の附表を作製し、これに戸籍に記載されている者の氏名、住所等を記載し、住所の異動があつたときは、住所地市町村からの通知によつて、その都度これを戸籍の附表に記載するものとされていることとあります。

以上簡単であります。この法案の提案の趣旨及び内容の概況を説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことを希望いたします。

○安部委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。引続き本案の質疑に入ります。

この際参考人招致についてお諮りいたします。本案について意見を聞くため新宿区長岡田昇三君及び東京都庁総務部地方課の西井昌司君を参考人として招致し、これより兩君より意見を聴取したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○安部委員長 御異議なしと認めます。さう決定いたします。

○鍛冶委員 参考人に対していろいろ聞かれることはけっこうであります。が、過日來住民登録法案起草委員会、いろいろ疑問の点を検討いたしましたので、そのうち特に大きな問題であつたものをここで御報告申し上げまして、きょうの審査の資料に資し

たいと思ひのであります。

第一に問題になりましたのは、第四條の第二項であります。「市町村は、前項各号に掲げるものの外、条例で住民票に記載すべき事項を定めることができる。」これが問題でありまして、これに記載しようとするものはどういふものかというところを、立案者の説明を聞きますと、主食の配給を受ける世帯かどうかの区別、住居が所有家屋か、賃貸家屋かどうかの区別、畳敷など行政上の必要に応じて記載したい、こういうのであります。これが一つ。

その次は、第二十二條第二項「届書には、第四條に規定する事項を記載しなければならぬ。但し、同條第一項第九号又は第二項に規定する事項で、政令又は条例で届出を要しないものと定めたものについては、この限りでない。」この但書は四條の問題がそのまゝ関連になつて来るわけでありまして、

それからその次は第十條の「利害關係人は、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができ。」この利害關係人と制限した理由、またその利害關係人とはどういうことで利害關係があるかないかということを含めるかというめんどうな問題がある。

その次は三十條、「市町村の当該吏員は、住民登録の正確な実施を図るため、必要と認めるときは、何時でも、事実の調査をすることができ。」前項の調査のため、必要があるときは、当該吏員は、關係人に対し質問をし、又は文書の呈示を要求することができ。」このあとに第三項があるのです。この目的意外にこれを使われるという憂いがあるかどうかという問題、

人身保護の上から、かような権限を市町村吏員に与えていいかどうかという問題があつたわけでありまして、大体小委員会の意向といたしましては、先ほど申しました第四條の第九号、二項は、必要があるとなれば地方自治法の第十四條でやれるのだから、

ことさらにこれに記載しなくてもいいではないか、またこの提案理由を聞いてみても、それほど重要でないものだから、めんどうを避けるためにやめたから、よからう、こういうこととあります。第十條の利害關係人というところは、これはどうも利害關係があるかないかをきめるというところは容易でないし、

しつて制限を設ける必要はなからう、請求して来れば、そんなことは調べないでも、利害關係がないで拒絶し得るということなんですから、それをなくするために削つたらどうか、こういうこととあります。

二十二條は、結局第四條を削るといふことになればいい、こういうこととあります。それから三十條については、ほかのこれに類似した法律との対照もあるものですから、それらの点と対照した結果決定しよう、こういうことになつておりますから、御参考のために申し上げておきます。

○安部委員長 それでは東京都庁総務局地方課の西井昌司さんに、ただいま提案者である鍛冶委員より質問があり、御参考になるようなお話があれば承りたいと思ひます。

○西井参考人 この住民登録法の問題は、明治五年に戸籍法とともに住民の調査ということを制定されて以来の制

度の変革で、まことにけつこうな御提案が出たと思つておるのであります。そこでただいま御質問になりました

条例の問題であります。これは私はやはり存置しておいた方がよろしいと考えるのであります。その理由は、自治法にも一応市町村は条例の制定権を、特にここに条例の制定権を認められたといふのは、この住民登録の目的の範圍内において条例を定めていいという趣旨と解するのであります。しか

らばどういふ点を条例で定められるかという点であります。東京都におきましては配給の關係上、ある特殊の事項を調査する必要があるに、たとえば薪炭の入手が困難な時代に、その世帯がそれで炊飯をなすかどうか、あるいはガスの設備があるかどうかという点とを調査する必要が起る。また住宅の困難な時代に、その間敷を調査する必要も起つて来るのであります。それからまた事務的方面から見ますと、まず資格のよう

なもので、その人の年齢その他を見れば選挙権ありという点とをそれこれに記載しておく、またその他の衛生上の關係を記載することができ、こ

ういつたようにその土地によつては調査すべき事項があるもので、こういうものを記載するのが目的であらう、こういうふうな考えです。また土地に

方の自治にまかした方がいいじやないかというところから、この条例の存続を希望するものであります。

以上の点だけ申し上げます。

○安部委員長 さらに鍛冶委員より第二十二條の但書、これもやはり政令または条例といふことになつておりますが、この点はいかがですか。

○西井参考人 ただいま私が申しました選挙権者であるとか被選挙権者であるとか、あるいは衛生上の義務を果した人であるとかというところは、これは区役所だけで事務的にやればいいことであるから、届出を要しないものに属するのであります。それから政令といふことがここにありますが、政令につきましては私としてはつきりしたことは申し上げられないのですが、この事務そのものが本来から言いますと、国家としても必要な事務であり、また府県としても必要なことである。そういう点からいふと、むしろこれは国家事務で、市町村に委任の形式をとるべき筋

合ひのものではないかと思ひます。それは根本論でありまして、今度市町村の事務と定められた上はそれでけつこうであります。そういう精神からいふと、やはり国家として何か調査をすべき必要なものがあるとするれば、これは政令の存続も必要ではなからうか、それから市町村は、先ほど申し上げましたように、その地方の自治に即応するような事項で調査を要するようなものを条例で定めて行く、こういうことで存続の必要なものであ

う、こういうふうに考えております。

○安部委員長 それから第十條の利害關係人ということに關しましても、鑑

冷君より質問がありました、その点はどうか。

○西井参事人 私にはこれはあえて存続すべき必要があるとは思いません。戸籍はすべてに公開いたしております。住民登録票のごときも、戸籍に準ずるものでありまして、これは一般の人に公開しても別に弊害があるとは思われないうのであります。

○安部委員長 さらに西井参事人に伺いますが、第三十条「市町村の当該吏員は、云々」というのがありますけれども、この点に關しましては、この点はいいかですか。

○西井参事人 私多年実務をやつて来ました。鶴町の戸籍を三十年ばかりやつて来たのであります。その体験に基きますと、やはり戸籍は事実の調査権を持つておかない、書面整理だけではあります。しかし住民登録法は生きた仕事なんです。そこで、どうしても実地の内容にわたる調査権を持たなくては正確を期したいだろう、そういう点から事実の調査権は認めていたきたい。そうして戸籍の方は、届出のみにたよつておるのであります。住民登録の方は、届出のみにたよらないで、職権発動といひますか、実際に居住の事実あるものは登録させて事実に対応させる、これは事実に対応しなければ住民登録法の生命はなくなつてしまふのであります。そういう点から調査権はぜひ必要と考えるのであります。そこで今度調査権を認めた以上は、それに対する何らかの罰則規定を備えておかねば、結局有名無実になるおそれがある、さうな意味から三十条の存続を希望するものであります。

以上であります。

○安部委員長 大体それで御冷君の質問に對してお答え願ひましたが、同様に参事人である岡田昇三君に質問します。

まず第四條の二項であります。「条例で住民票に記載すべき事項を定めることができる。」といふことはどういふ意味ですか。

○岡田参事人 第四條の第一項の九号と第二項の問題でございますが、この「政令で定める事項」と申されておられますのは、おそらくだいたい八号までに予想された以外のものをおきめのことと当然考えられるわけでありまして、私も政令で今後どのようなことを想像されるかといふことにつきました。は、はつきりお答え申し上げることができないのであります。ただ第二項の問題であります。これは自治法十四條との關係もございまして、實際業務的な面からこれを考へて参ります。第八号までの事項及び九号によりまして政令等で定められたものといひました。第二條によつて住民登録に關する事務は市町村の固有事務であるといふふうに一応法律上はつきりいたしました。さらにこれを市町村自身で自分のものである、この法律の施行によつて自分の關係地域内におきまする市町村の行政の有力な一つの基礎資料になるんだといふ考えを持たしめす上におきまして、特に法律上条例によつてできるといふことの御決定を願つておいた方がよろしいのではない

か、原案のような形がいいのではないかと思ふのであります。特に先刻もお話がございましたように、たとえば特種教育の就学年齢の者に對して記号をいたしてあります。ことに、中学校におきましては、義務教育者の就学奨励の問題が、市町村といひました。学校教育法に關連いたしまして起きて参ります。これはこれらの学籍簿、學歷簿と對照いたしまして処置いたしますことは、その世帯の構成と切り離した身分になりますので非常に困難になります。この住民登録に明らかになつておりますならば、ただちにそのした救済方法、あるいは就学奨励方法もとり得る。それから、これは一例でございますが、最近実施をされております身体障害者の援護の問題でございまして、ただいまの事情から申しますと、障害者自身が法律による恩恵をほとんど了解しないでおるといふような状態でありまして、せつかく国会で御決定になりました法令の恩恵に浴し得ないといふようなことで、ただいまどうしてこれを呼びかけたいかといふようなことで、ポスターとかちらしとかで呼びかけるといふようなことしか手がなないのでございまして。そういうような場合に、將來の大きな問題の一つとして、障害を受けた者に關しましては、やはり規則実施等により、これに對する給与等も参りますので、そういうようなことも、將來この法律の実施に伴ひましては、場合によりましては条例によつてそういうようなものもあらかじめ届け出てもらつて、この名簿に登録をして置く。さらにまた別の問題で、届出義務のない問題にいたしまして、たとえば現在戸籍法があり、寄留法があり、さらに印鑑につきましては、別途に印鑑法によつて印鑑証明をしておる事実は、本籍主義のところは少くなりまして、大体住所主義を採用いたしておるのであります。従ひまして、これに、必要によつては本人の印鑑を押捺して置くことは、間違ひありませんし、取扱ひ上も一元化して市町村の事務の運営が合理化されて行くのではないかとはいふようなことも考えられるのであります。特に市町村が自分の固有事務であることはつきりこの法律によつて定められたことを実施いたして行きます上からいひまして、特に条例で、とおる方がよろしいと私は考えるのであります。

それから第十條の利害關係人の問題であります。これは私も特に利害關係人と表示がありませんでもさしつかへはないのではないかと考えております。と申しますのは、一例であります。法律上の利害關係人でありませんで、婚姻、縁組等によつて相手方の事情も一応調べたいといふような場合には、その利害關係人は、法律上の利害關係人でありませんために、その住民の關係がでかきことになりまして、一方戸籍法の關係でありまして、戸籍簿はいつでも閲覧ができることに相なりますので、身分登録の本籍地と、住所登録の住所地との遠隔な場合等におきましては、この活用の上から行きまして、利害關係人と限定することになつて、特に大きな利益の点はないのではないかとはいふように考えます。それから二十二條の点につきましては、前と同じように、やはり九号と二

項の關係がございしますならば、それは存置をいただいた方がよろしいと思ひます。

それから三十條の問題であります。これは市町村がこの事務を実施いたしますためには、届出不十分の場合において、これに補充的な調査をいたしまして、これに對する措置をとつて行くことが公簿としての信憑性を保つ上におきまして、また市町村として、これを行政上の重要な資料といひますために必要なことではないかと考えるのであります。このことについては統計法等によりましたとせば國勢調査等によりまして、十分事實を質問いたすことができるようになっております。ありのままの正しい申告をさせろといふことで調査いたしてありますので、やはりこの点も単に受理するのみならず、信憑性を保つような方法を積極的に講じていただいたら、この原案は非常にけっこうだと存じております。

それから罰則の問題であります。一応公簿としての、さうな信憑性を保つための調査をするといひますならば、やはり罰則も一応はこつていふ形でありまして、この三十條の趣旨を生かす意味におきまして適當かと私は考へております。

○押谷委員長代理 他に、今お見えになつて参る参事人の方に御質問はございせんか。――猪俣君。

○猪俣委員 今御冷君が質問した点について御両人の答弁がありましたから、その範圍において質問いたします。

この第四條の一項の九号及び二項について疑問が出ましたゆゑんのもの

は——先ほど西井さんも申されたように、これは画期的な法律だと思つてゐる。そこで一般大衆を相手にしての発行が確保されなければならぬ。案は案に名案であり、まことに便利であつても、これに對して大衆が協力しない、かえつて骨折り損のくたびれもうけみたいなものができる。大衆といふものは、御存じのようなめんどうくさがり屋が非常に多いのであります。そこでこの四條の一号から八号まででも、相当めんどうな記載をしなければならぬ。しかも世帯主が記載届出義務者になつており、それを怠ると罰則で処罰されるというようにすることに相なつておる。こういう構想から見まして、市町村において、むやみに条例で思いつきのことをあれも警かせる、これも書かせるというふうに羅列されますと、實際はかんじんかなめの届出の事項に對して正確を期し得ないやうなことが起り、また大衆の協力を得ることができなくて、實際の名案が、実ははなはだ成績よろしからずというやうな結果になりはせぬかということ、われ／＼小委員会においては遺憾したのであります。便利という点から申しますならば、今岡田さんなり西井さんのお話のように、いろ／＼のことがあろうと思ひますが、しかし量数からガスの有無から、印鑑からかたわであるかどうか、庭の広さかどうだ、二階があるか、平家だけかというやうなことまで一々届けさせるということになりまして、たいへんなことになるのじやないかと思われまうが、實務に携わつてゐる皆さんの経験を通して、さうなことも、そんな心配をする必要がないんだという御見

解であるかどうか、それに対してひとつお答え願ひたいと思ひます。

○岡田参考人 ただいま御質問の点であります。これは案は現在東京都の条例をもつて、都民世帯台帳といふものができておるのであります。おそろく各府県ともさうな方法で、大同小異な取扱ひをいたしておると思ひます。主として配給上の必要からきておるのでありますけれども、その中には、ただいまお話のございましたやうなことが、ほとんど織り込まれてあるわけでありまして、日常輸入、転出の場合には、いつも用いておることなのであります。幸いかういふ画期的な法律によりまして、これに法的な根拠を与えらるゝと、従来の寄附法をこれに合体させるといふ双方の長所をあげていただきますならば、事實たゞいま取扱つておるやうな事柄ばかりでありまして、なおまたガス云々とかあるいは量数というやうな問題は、燃料配給の關係上、さうなことを調査いたしておりますが、ただいまではほとんど実効を失つたやうなものもございまして、これらにつきまして条例に定めさせていただきますことは、むしろ主として住民の利益になることをこの条例によつて記載しておるというやうな考え方で参ります。さうなもので、条例で定めても、さう大きな障害はないのではなから、現にやつておりますことと大体似たこととであります。

○猪俣委員 今お話でありますけれども、私どもの考えは、この住民登録法として、一般的にこつて規定を置かないで、何か必要があつた際には、市町村条例でさうなことを特別にそ

の市町村々々々々で定めたらどうか。この法律は、御承知の通り、全国一律に相なる。そうすると、中にはこの二項がありまして、どうでもこうでも別に条例をつくらなければいかぬのではないかと、さういふ誤解が出て、しかもその届け出べき事項が各町村それぞれ違つたものができると、さういふことは全国的に施行せらるべき法律としては、どうも妥當の姿ではないのではなから、さういふ疑念があるものであります。これは議論になりますから——私がお聞きしたいことは、さういふこまかいことを登録させる、届け出させるといふことが、實際上みんなに浸透し、しかもその協力を得ることがあなた方の経験から見てもできるかどうか。われわれの懸念するやうな点はもうすでにやつてゐることであるから、心配はないといふあなたの方の實務からの御意見を今お聞かせ願つたのであります。それはそれとして了承しておきたいと思ふのであります。

それから三十條の問題であります。これは規定として形式的に見ますならば、まことにものごとくであつて、調査の正確を期さなければならぬならば、ここに調査員の調査権といふものを確立しなければならぬ。これは當然だと思ふのであります。但しこの三十條は、三十一條、三十二條と連関を考へますと、往々にして、地方にありまして、この個人対個人の感情、あるいは部落対部落の感情といふやうなことから、この市吏員が調査権を濫用するやうなことがあつて、それがために一般の住民に迷惑をかけるやうなことがないかといふことが、当法務委員会の心配したところ

なのであります。あるいはまたこれを選挙を有利にするために利用するやうな道を講ずるやうなことがないか、たとえばごらんの通り三十二條には、質問に對してしやべらないといふことだけで五万円以下の罰金に処せられるといふことに相なつてゐるものであります。調査員がある個人的感情から、ある人に対して故意に三十二條の罰則が適用されるやうな調査をするといふやうなことはないであらうか。これは結局市町村の吏員の修養、人格といふ問題に相なるのであります。われわれは全幅的に信頼でき得るならば、何らさういふ心配はないと思ふのであります。けれども、あなた方が今まで實務に多數の吏員をお使いになつておつて、諸般の世帯状態を調査なさる際に、かような何か市吏員がその調査権を濫用したやうな御経験があるかどうか、あるいはわれ／＼の必配するやうなことは實際は杞憂にすぎないものであるかどうか、その御意見を承りたいのであります。

○岡田参考人 三十條の問題でございますが、これは先ほど申し上げましたやうなわけでありまして、これは實例がいろ／＼ございまして、たとえば住民税の調査につきましては、申告を求めておりますから、申告に應じない者には、やはり地方税法による罰則がございまして、その場合には、やはり調査をいたしまして、それによつて申告を求めて、事實上申告未済者であります。ともなうと思ひます。現に私どものところではございせん。それから昨年行いました国勢調査におきましては、やはりこれと同様の調査をいたし

ております。この場合は、吏員以外の人もお願いをいたしまして、それ／＼調査をいたしておりますが、私の経験ではさうな心配はないと考えております。

○鐵治委員 今の猪俣君の質問で大体わかりました。あつたら便利だといふところへ主眼を置かれるのだが、その半面、便利であるかわりに弊害はないかといふことを主として話をしていただきたいと思ひます。今この四條の一項九号でも大分問題になりましたが、住民登録法の本旨に基いてつくられるものなら異論はない、その頭で言へば問題はないのだが、これがあるがゆゑに、何か特別な目的を達せんがためにこれを使われることはないかといふことが一番心配になるところです。さういふことからもう一応お聞きしたい。さしあつて一番問題になるのは、家の坪数であるとか量数ということになると、固定資産税の對象になるのじやなから、これはどうもほんとうのことを言つたらたいへんだから、なるべくさういふことを、言わんやうにしろとか、さういふことが起らぬかどうか。それらの点について、もう一応御意見を聞かせ願ひたい。

○岡田参考人 その点、もしこれがなくとも、自治法の規定によりまして実施をするといふことも考えられるのであります。が、實際これを實施されることによつて、人民がひどくめんどうになり、または不利益を來すやうなことはないか、さういふ点も私も考えてはみたのでありますけれども、ただ住宅の坪数とか大きさ等を調べたことは、沿革的に申しますと、燃料の

配給をしたために、間敷の大きい家には俵数を多く渡すとかいうことが主になつて調べたのでありまして、誤認対象といつたしましては、当然別に地方税法によりまして届出の義務も課せられておりますので、私としては特に今さうなことはこの条例の中に想像できないことなであります。転入をする場合に、ただちに世帯票の届出とか、また寄留届をしなければならぬというやうな手数が解消して、むしろ住民には利益になるのじやないか。ただ想像はいろいろできます。ある市町村でこの案項をたてにとりまして、非常に個人の不利になるやうな案項を規定されてしまつたやうな場合に、どうなるかというやうな問題があるかと思つておりますが、しかし市町村といつたしましても、常識のある市町村議會でありますならば、さうなことはなかろうかと私は考えます。都会地におきましては、さうなことはないとはいえます。ただ配給の問題があらまうために、主として配給に直接必要な事項は、どうしてもこの条例によつてこの中に織り込んでいただくことが一番いいのではないかとさうに考えるのであります。たとえば御説明のありましたやうに、農村等におきましては、配給を受ける対象の世帯とか、あるいは自作農等で、自家の保有米によつて、配給を受けない世帯とかいうやうなことは、この台帳に記録されることが一普通適切だと存じます。

へ出た例を言つと、商売人が広告のたに相手方を知りたいと言つて来た場合などはどうだといふ例も出たのであります。が、こゝういふものがなかつたら困るといふ事例があるかどうか、それを聞きたいのです。

○西井参考人 それは戸籍の方にもその例は非常にあるのであります。現行の寄留簿も、業者が来まして一日がばつておりました、非常に事務にも支障が起りましたが、最近それともたいへん少くなつて来たやうであります。多少さういふ弊害はありますけれども、それは調査方法の制限でやれるのではないか、これとこれを見たい、こゝういふ制限でやつて行けるのではないかとさうに考へます。

〔押谷委員長代理退席、安部委員長席〕

○鑑治委員 三十条ですが、これはなるほど調べる上においては、これがなぐちや困りだろが、実例として弊害が起つたことがないかどうか、といふのは、今言ふ通り、この目的以外に使われたというやうな実例はお聞きになりませんか。

○岡田参考人 現在では寄留制度がございまして、一應法律があります。けれども実は市町村長が職権で調査をし、記載ができるわけでありまして、しかし事実問題といつたしましては、これを調査いたしまして、特に特定の者を指して調査をいたすというやうなことは、私どもでは例はございせん。

○押谷委員 東京都の各区役所において、住民をねらいとするいろいろの登録簿があると思ひますが、それは大体どういふやうなものがあつたか。たとえば寄留簿でありますとか、印鑑

簿でありますとか、町籍簿であるとか、あるいは配給簿とか、さういふやうにいろいろなものがあると思ひますが、どういふ種類のものがあつたか。

○岡田参考人 すぐあげられますものは、寄留簿であります。それから在籍して居住しておりますものは戸籍簿、それに印鑑簿、選挙人名簿等があります。学齡簿の調査、配給のための都民世帯台帳、転入届、転出届、さういふものがあつた。そのほかこれに市町村で申しまして、これは直接保健所に移つておりますが、たとえば定期種痘等の予防接種等を保健所でいたしたために、さういふことを調査いたしておるものがあります。

○押谷委員 ただいま承つたやうないろいろな簿籍が備へつけられて、非常にたくさんの方があつたが、記載をせなければならぬのでありますが、この住民票がいよいよできることになつたならば、それらの簿籍をどれくらい省略できるか。言いかえれば、住民票を利用することによつて、それらの簿籍の手続を省略でき得るという範圍について、何かお考へになつておりますならば、その御意見を承りたいと思ひます。

○岡田参考人 さしあたり考えられますのは、寄留及び都民世帯台帳は、住民票ができればいらなくなる。それから選挙人名簿の調査も、これが重要な資料にはなりますが、これをただちに選挙人名簿にすることはできません。しかし正確で重要な資料になります。そのほか学齡簿の關係がございす。これは他の法律との關係もござい

ますが、これらも一本にすればできないことではないと思ひます。それから印鑑簿等もこれと一緒にまとめて行くことができないと思ひます。幾つも届出を要しないで一つで間に合うといふことは住民側にも利益になります。市町村の行政事務執行のためにも利益になります。

○押谷委員 都民在籍簿とおつしやつたですか。それは大体住所を中心にしておつくりになつておると思ひますが、刑務所の受刑者に対する在籍簿の扱いはどうなつておりますか。

○岡田参考人 刑務所の在籍者は抜いておきます。短期間のものは別として、刑が確定いたしましたして收容されましたものにつきましては、転出を出しまして、そちらへ送付いたしたす。

○押谷委員 転入転出、刑務所の方の手続は……。

○岡田参考人 配給關係は抜いておる。加藤(充)委員 今岡参考人の言われておる実情は、実は東京都の都民世帯票条例というものの最初に規定されておるやうであります。都民世帯票は、都民の世帯現況を明らかにし、生活必需品の配給、その他都民生活の安定確保をはかるための基礎原票とす。こゝういふ明確な目標がうたわれておつて、しかもその都の官庁は、そのために仕事をして来たのである。ところが今度問題になつておる住民登録法案の第一条によれば、その目的が都案の第一条によれば、その目的が都案の第一条に比べて非常に広汎である。これはもちろん国法で定める場合と市町村条例で定める場合の性格の相違から来、従つて範圍も違ふと思つたのですが、以

上のような点から、あなたの方の経験は、第一条にその目的をうたつた住民登録法案に関する市町村自治体の關係職員の実務として、経験として、そのまゝわれ／＼はのみ込み得ない、のみ込んでほしい、へんなことだといふことを感ずるのですが、あなたの方お手元にある本法案の第一条の目的と、すでに御承知のはずの都民世帯票条例の目的の点から考へてみて、どういふ感じを持たれるか。あえて私があなたの方にその点をお聞きしたいのは、今まで鑑治委員や押谷委員あるいはまた諸侯委員などから問題が出されたこと、当委員会において問題になつた第四條の第九号及び第二項との関連、それから三十條の問題、それから三十一條と三十二條との関連、その必要性云々といふやうなことが、かかつてこの問題にあるのであつて、あなたの方のこの点についての判断をひとつ聞かせてほしいと思ふ。

○西井参考人 都民世帯票でも、ある程度は現実の住民を把握することができまう。しかしこれはある程度です。なぜかといふと、戸籍の裏づけがありません。そこで俗に言われる幽霊人口といふのができて来るのであります。ところが今度の住民登録法によりまして、まず正確にこれが運用せられておれば、さうな点はなくなる。また現在いろいろの行政を施行するために、一々その事項ごとに各戸をまわつて調査をするといつたやうな手数を煩わしておる。これが住民登録法一本によつて調整できる、さういふ便利がある。また居住民としまして、その市町村という団体に入つて来て、その団体の一員となるということになつたとき

そのもとになつてゐる学齡簿をつくり出すのに、現在の場合では寄留簿があるにせよ、現行の学齡簿は、その中に、やがて住民票によりましてこれが作製をして行く、その他には申告を求めて登録をして行くというところになるわけであり、従ひまして、できまして学齡簿が、そのまゝほかに利用の方法がないかということになり、また、ただいまのところでは利用方法はないのでありまして、つくりつばなしであります。ただ異動をすることに、はなつております。ただ利用いたします点ではつきりいたしておりますのは、予防接種をいたしました場合に、特に定期接種のごときものは、これに証明を押し付けて行くことになつております。

それから寄留と印鑑の關係であります。印鑑を出します者には、大体住所をつきりさせないといけませんので、一応住所寄留の届出があります。者が印鑑届を出すということになります。

○押谷委員 居所寄留はどうですか。活用されていきますか。

○岡田参考人 ただいま住所寄留、居所寄留と法律ではわかれておりますが、事實上はほとんど住所寄留ということになつております。

○安部委員長 この際参考人の意見に合せまして、政府当局の意見として地方自治庁公務員課長の藤井説明員より所見を聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 それならば、地方自治庁の公務員課長藤井貞夫君より、本件に關しまして御意見を聴取します。

○藤井説明員 地方自治庁の公務員課長兼行政課長藤井であります。私の方は特に住民登録に關しまして、その事務自体を所管をいたしておるわけではございません。ただ日ごろ仕事の性質上、地方自治の強化ということに關しまして、いろいろその立場からの意見を申し上げたり、またその他の仕事をやつております關係から、お呼び出しにあつたことと存じますが、その見地から、私といたしましての意見を申し上げておきたいと思ひます。

第一の第四條の關係であります。第一の第九号でございますが、この點に關しましては、おそれる原案にこの規定を盛り込まれた趣旨は、一応住民票に記載いたします事項といたしましては、一、号から八号で基本的な問題、少くとも全国的に統一をとるべき問題は尽されておるけれども、そのほかには何か必要なものが出て来るかもしれない。特に各省關係等で法務府に要求がございまして、こういう事項はぜひ行政事務の円滑な執行の上から必要である、そういうような要請があつた場合に、それを入れる余地を存して置かれるおつもりでないかというふうに想像をいたしましたのであります。その点建前といたしまして、別に私といたしましては異議はございせん。しかし説明の資料等を拝見いたしますと、今のところは別にこの九号を適用いたしまして、何か書いて行くという特別のお考えはないようであります。率直に申し上げます、私自身といたしましては、この条項につきましては、むしろ特に重要なものがあればつきりと一項のところへ書き上げて行くということにいたしまして、九号の政令で定める事項とい

うこの条項は削除いたしても特にさしつかへはないのではあるまいかというふうな気がいたしております。しかしこれは關係各省の御意向もございまして、また原案を提出せられました方々の御意見もあろうと思ひますので、その点につきまして、時に私といたしましてはこうでなければいけないというのを申し上げるつもりはございません。

第二の點でございますが、これは先刻から参考人から御意見の開陳がございました。私といたしましては、大体その意見と同様に、この二項は存置をせられることが地方自治の面から申しましては適當ではあるまいかというふうに考へておるのであります。これはやがて議論は別問題といたしまして、特に住民登録に關する事項は固有事務であるから、ここに相當程度市町村の自主性を認めることが本来必要であるとか、その他また市町村といたしまして、これらの事務をほんとうに能率よく、積極的にやつて参りますために、そこに何らか市町村の当局自らの行政事務の運営に適當である、あるいは便宜であるというふうな事項、特に市町村といたしまして、全国的に一定はできませんけれども、当該市町村自体についてのみ、あるいは適當な、必要な事項もあるかもしれませう。そういうものをここに留保いたしておきますことは適當ではないかというふうに私は考へております。

それから先刻地方自治法の第十四條の關係で、本法がなくとも条例で書けるではないかというお話もございました。これは一応そういう解釈も成り立ちます。しかしながら厳密に法律解釈の問題としてこれを取上げました場合に、特に条例でできる事項につきましては、第四條の一項の法定事項以外の事項であります。従ひまして、これにつきましては、後ほどの条項で届出を要する部分が出て参ります。そういったと結局この条例によつて住民にそれだけの義務を新たに課するということに相なつて参ります。そういう場合に、法定事項といたしましてはつきり書いてございまして以外にそういう義務を課することは、結局法律が規定いたしましたその部面において、条例にそのような事項を留保いたしますことが法律解釈の問題として当然出て参りますが、地方自治法の条例の規定事項の範圍として当然出て参るかどうかということについては、これは若干の解釈上の問題は残ると思つております。そういう意味合いももちまして、ここにはつきりと「条例で住民票に記載すべき事項を定めることができない」というふうに書いておきますことが、むしろ法律上の疑義を断つたために必要ではないか、そのような見地から私は第四條の第二項の規定は、これを存置することが適當であらうというふうに考へます。但し先刻来いろいろお話のありますように、市町村がこの条例をいろいろ濫用いたしまして、むやみやたらな事項を記載するといふようなことがあつてはならないことは當然でありまして、その点については市町村当局の自衛を求めなければならぬといふふうに考へます。し、条例自体は議会の議決によつて制定されまゝのものでありますので、その間適當なる調整が加えられて参るのではないかとこのように考へるのであります。

それから第十條の利害關係人の問題でございますが、これは私といたしましては特に意見はございません。ただ原案者の意思を推測するに、全然關係のない者から、むやみやたらにこの住民票の謄本あるいは抄本の交付を請求されるというふうなことになることも困るではないか、そういうような御意思もあつたのではないかと考へるのであります。また一方におきまして、この利害關係人の範圍の問題でありまして、これは相當流動性のあるものであらうと思ひます。利害關係人はこゝまでなければならぬといふはつきりした限定があるわけではございませんで、この法律の趣旨から申しておのづから利害關係人の範圍というものが出て参ります。従つて相當の範圍に解釈をされ得るものではあるまいかというふうに考へておりました。利害關係人の範圍いかんの問題にもなりますが、私もたししては、利害關係人といふことでも特別の支障はないのではないかとこのように考へております。

それから次は二十二條の第二項の點でございますが、この點は先刻四條のところで申し上げましたところによつて御承知おき願ひたいと思ひます。特に二十二條の二項は届出に關する記載事項でございます。従つて但書で「条例の届出を要しないものと定めたもの」とについては、この限りでないといふことで、特別に届出の義務を免除すること、規定でございますから、この點は住民に對してそれだけ負担を軽減するゆゑにも相なると思ひます。これはむしろ適當な規定ではあるまいかというふうに考へる次第であります。

それから次に、第三十条の当該吏員が住民登録の正確な実施をはかり、ため、必要と認むる場合の事実の調査権の問題でございませう。住民票というものはいろいろな利点を持つておりますが、行政事務の執行の便宜をはかるという点も、その主たるものではないでしょうか。その主たるものではないかと、何といたしましてこの住民票は正確な事実の記載ということがその生命であると思ひます。そういう意味から申しまして、この程度の調査権は必要ではないか、もちろんその際市町村の当該吏員が職権を濫用して私生活にみだりに立ち入り、あるいは他の目的のためにこれを利用して行くということは、厳に慎まなければならぬ点ではないかと考へる次第であります。

最後に、一言地方自治庁の立場として要望したいと存じますことは、この事務が施行されることに相なりますと、これは相当の経費がかかるのであります。現在御承知のように、府県、市町村ともに、地方団体は財政の貧窮に呻吟しております。この際この新しい事務がふえましてために、いろいろとまた経費がかかってくるということでは、とうてい負担にたえられないと思ひますので、その点本委員会におかれまして十分御考慮に相なつておるようになつておりますが、このために特別な負担が自己財源から捻出しなければならぬという事にならないように、せつかくの御配慮をお願いしたい、この一点だけつけ加えて申し上げたいと思ひます。

○安部委員長 ほかに御質疑はありますか。

○加藤(充)委員 三十一條と三十二條

の関係なんです、住民の良識良心に訴えてこの届出義務というものを履行させるようにしたのが三十一條だと思ふ。そういう意味から見ると、この三十二條は万やむを得なかつた場合、しかも意識的な犯罪じやないに、こういうふうな行政的な問題についての事柄に制裁を科しておると思ふのです。三十一條では五百円の過料ですが、三十二條になると、三十條との関連ももちろん出て来て、ややこしい問題があるのかかわらず、一方的なことで五万円以下の罰金ということになつておるのです。こういうふうな制度の本質として、これはその趣旨が転倒しておらぬのか、むしろこの三十二條の規定の内容によつて非常に恐るべき官僚主義、職權主義というふうなものが強く出て来るのではないかと、私はこう思ふのです。自治庁にそういう点についての御感想なり意見を聞いてみたいと思ふのです。

○藤井説明員 この点は実は私の方としてとやかく申し上げべき事柄ではないと思ひますが、この三十條に對応いたします規定というのは、事実調査権を当該吏員に与へまして、それを十分に行使ができるように担保をいたしたため規定であると考えられます。そのために単に届出をしないという者に対するいわゆる制裁規定よりも、若干重くなつておるのではないかと、いふに想像せられます。私はこれが規定として趣旨が転倒しておるのではないといふふうに考へております。

○鑑治委員 これはこの前の小委員会でも調査をしてみましたから、調査の結果を私から皆さんに御報告申し上げます。この例は非常に多いのです。労働基準

法、児童福祉法、統計法、船員法、漁業法、外国為替及び外国貿易管理法、国家公務員法、証券取引法、物価統制令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、地方税法、その他たくさんあります。そこで実例を見ますと、労働基準法及び児童福祉法は五千円以下の罰金、これは前のですから、かわつておるかもしれません。それから統計法はそれほど重要なものではないと思ひますが、六箇月以下の懲役または五千円の罰金となつておる。漁業法は六箇月以下の懲役または三万円の罰金、外国為替及び外国貿易管理法は六箇月以下の懲役または五万円の罰金、国家公務員法はこれはえらいの、三年以下の懲役または十萬円の罰金、そのほかたいいてい罰金ですが、それから地方税法、これは税の關係でちやうと違ひますが、一年以下の懲役または二十萬円の罰金、大体そういうふうになつております。

○押谷委員 今地方自治庁の御意見を承つたのですが、この住民登録についての費用の裏づけという点で御要望があつたのであります。もちろん新しくこの制度を実施するに當つて必要な費用は考へなければならぬと考へておりますが、ずつとこれが実施されてから後の常時の費用も、やはり御要求になるというお考へなのですか。

○藤井説明員 ただいまの点は、この制度が軌道に乗りました後における問題でございしますが、これはいろいろ事務量等もよく検討してみなければわかりませんが、前々から御説明がございましたように、寄附事務であるとかあるいは配給の事務であるとか、いろいろ現在でもやつておるわけでありま

す。それにかゝる事務でありますから經常の方はそう別にふえないのみならず、あるいは若干の軽減も予想されるのではないかと、いふに想像いたしております。ただ臨時的に附票をつくりましますとか、あるいは住民票をつくりましますとか、これにはかなりの経費がいりますので、それについては特別にお考へをいただきたい、こういう趣旨で申し上げたのであります。

○安部委員長 もう御質問はありませんか——なければ、これにて参考人及び地方自治庁の藤井説明員に対する質問は終りました。参考人各位には御多忙中にもかかわらず御出席くださいます、いろいろ参考になるお言葉を拝聴させていただきました。ありがとうございます。

それでは本日はこの程度におきまして散会いたします。次会は明日午前十一時より開会いたします。

午後四時四十四分散会